

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成28年5月6日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

平成28年度静岡県富士山保全協力金等徴収業務委託（現地徴収）

(2) 業務目的

富士山の顕著な普遍的価値を後世に継承するため、富士山の環境保全、登山者の安全対策を目的に、富士山の利用者負担制度に係る徴収業務を委託する。

(3) 履行期間

契約日から平成28年10月31日（月）まで

(4) 契約限度額

26,000千円（消費税及び特別地方消費税を含む。）

2 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における競争入札参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書の提出の日から契約の時までの期間に、静岡県における入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡県外に本社を置く提案者にあつては、静岡県に支社、営業所等を有するか、本委託業務の実施に当たって迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

4 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
静岡県文化・観光部富士山世界遺産課
電話番号：054-221-3747 FAX：054-221-3757
Eメール：sekai@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 委託業者選定要領の配布

ア 配布期間

平成28年5月6日（金）から平成28年5月16日（月）まで

イ 配布場所

静岡県公式サイト「世界遺産 富士山とことんガイド」上
<http://www.fujisan223.com/information/201605/28-1.html>

(3) 提出書類等

ア 提出書類

「平成28年度静岡県富士山協力金等徴収業務（現地徴収）企画提案書作成要領」のとおり

イ 提出期限

平成28年5月20日（金）の正午必着

ウ 上記(1)まで提出（郵送又は持参）すること

(4) プレゼンテーション

次のとおり実施する。

ア 日時 平成28年5月24日（火）の指定した時間

イ 場所 静岡県庁別館2階第1会議室A（静岡市葵区追手町9番6号）

5 その他

- (1) 詳細は、「平成28年度静岡県富士山保全協力金等徴収業務委託（現地徴収）業務仕様書」による。
- (2) 募集に係る説明会は行わない。
- (3) 契約手続等において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (4) 照会窓口は、静岡県文化・観光部富士山世界遺産課（電話番号 054-221-3747）とする。